

議案第三号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例  
第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地  
方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を  
占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を「副園長、教諭及び  
養護教諭」に改める。

第三条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第二十八条の五第一項又は  
第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職  
員」という。）」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

(超勤代休時間)

第十一条の四 教育委員会は、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、教育委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、教育委員会規則で定める期間内にある第四条又は第六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第十四条第一項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日（第十三条の規定により割り振られた日を含む。）及び第十四条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十四条第一項中「第四条又は第六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（）」を「勤務日等（第十一条の四第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「ときは、」の下に「勤務時間条例第十一条の四第一項に規定する  
超勤代休時間及び」を加える。

第二十条に次の二項を加える。

6 勤務時間条例第十一条の四第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に掲げる時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に掲げる時間 百分の五十から第三項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合

7 第四項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分

の百」とする。

第二十二条中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改める。

（提案理由）

超勤代休時間制度を導入する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員 (以下「職員」という。)とは、杉並区立 幼稚園(杉並区立子供園を含む。以下「幼 稚園」という。)の園長、副園長、教諭及 び養護教諭</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員 (以下「職員」という。)とは、杉並区立 幼稚園(杉並区立子供園を含む。以下「幼 稚園」という。)の園長、教頭、教諭、養 護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常 時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の 五第一項又は第二十八条の六第二項に規定 する短時間勤務の職を占める者(以下「再 任用短時間勤務職員」という。))に限 る。)をいう。</p>
<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 略</p>	<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 略</p>

3 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

4 略

（超勤代休時間）

第十一条の四 教育委員会は、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に對して、教育委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、教育委員会規則で定める期間内にある第四条又は第

3 再任用短時間勤務職員

の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

4 略

六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第十四条第一項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日（第十三条の規定により割り振られた日を含む。）及び第十四条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 | 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第十四条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日

（休日の代休日）

第十四条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第四条

等（第十一条の四第一項の規定により超勤  
代休時間が指定された勤務日等、休日及び  
この項の規定により指定された代休日を除  
く。）を指定することができる。

2  
略

附則第二項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例

（給与の減額）

第十九条 職員が勤務しないときは、勤務時  
間条例第十一条の四第一項に規定する超勤  
代休時間及び休日（勤務時間条例第十二条  
及び第十三条の規定による休日並びに勤務  
時間条例第十四条第一項の規定により指定  
された代休日をいう。以下同じ。）である  
場合、勤務時間条例第十五条から第十七条  
までに規定する年次有給休暇、病気休暇  
（教育委員会規則で定める日数を限度とす

又は第六条第一項の規定により正規の勤務  
時間が割り振られた日（ 休日及び  
この項の規定により指定された代休日を除  
く。）を指定することができる。

2  
略

旧 条 例

（給与の減額）

第十九条 職員が勤務しないときは、  
休日（勤務時間条例第十二条  
及び第十三条の規定による休日並びに勤務  
時間条例第十四条第一項の規定により指定  
された代休日をいう。以下同じ。）である  
場合、勤務時間条例第十五条から第十七条  
までに規定する年次有給休暇、病気休暇  
（教育委員会規則で定める日数を限度とす



る。)及び特別休暇(生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第二十条 略

2 5 略

6 勤務時間条例第十一条の四第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対して

る。)及び特別休暇(生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第二十条 略

2 5 略

は、当該時間一時間につき、第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に掲げる時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に掲げる時間 百分の五十分から第三項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合

7 | 第四項に規定する七時間四十五分に達す

るまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二條 第十九條第一項、第二十条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二條 第十九條第一項、第二十条第一項、第三項及び第五項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各

号に定める数を乗じて得た額)とする。  
一及び二略

---

号に定める数を乗じて得た額)とする。  
一及び二略